

長 寿 第 1 2 9 7 号

平成23年10月 3日

岡 山 県 医 師 会 会 長
岡 山 県 歯 科 医 師 会 会 長
岡 山 県 薬 剤 師 会 会 長
岡 山 県 柔 道 整 復 師 会 会 長
中国四国厚生局岡山事務所長
全国健康保険協会岡山支部長
岡山県社会保険診療報酬支払基金幹事長
岡山県国民健康保険団体連合会理事長

殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長

(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、岩手県、鹿児島県、高知県、奈良県、広島県及び熊本県から、別添（写）のとおり通知がありましたので、お知らせします。



健 第 686 号
平成 23 年 9 月 2 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

岩手県保健福祉部健康国保課総括課長

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて（通知）

このことについて、別添のとおり久慈市から被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関への周知をお願いします。

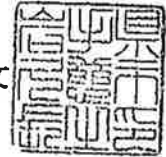
担当：国保担当 槇島
電話：019-629-5477

市民第172号

平成23年8月25日

岩手県保健福祉部長 様

久慈市長 山内 隆文



久慈市国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、平成23年8月25日付久慈市告示第107号により、次の被保険者証を無効としましたので通知いたします。

つきましては、関係機関への連絡等ご協力いただきますようご配意のほどよろしくお願い致します。

記

- | | | |
|---|--------------|---------------------------------|
| 1 | 保険者番号 | 030072 |
| 2 | 被保険者証の記号番号 | 007-0063282
(「再」の表示のないものに限る) |
| 3 | 被保険者証の交付年月日 | 平成23年8月1日 |
| 4 | 無効とする年月日 | 平成23年8月25日 |
| 5 | 無効告示の理由 | 紛失により不正に使用されるおそれがあるため |
| 6 | このことに関する問合せ先 | 久慈市市民課国保グループ |

〒028-8030

岩手県久慈市川崎町1-1

久慈市 市民課 国保グループ

担当 馬場

T e l 0194-52-2111 (内線273)

F a x 0194-52-2367



久慈市告示第107号

次の久慈市国民健康保険被保険者証については、不正に使用されるおそれがあるため、無効とする。

平成23年8月25日

久慈市長 山内 隆文



- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 030072 |
| 2 被保険者証の記号・番号 | 007-0063282
(「再」の表示のないものに限る) |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年8月1日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年8月25日 |
| 5 無効告示の理由 | 紛失により不正に使用されるおそれがあるため |



保福第44-474号
平成23年9月9日
(保健医療福祉課扱い)

各都道府県国民健康保険担当部（局）長 殿

鹿児島県保健福祉部長

国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、別添のとおり、鹿児島県垂水市長、南さつま市長及び熊毛郡屋久島町長から被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関への周知等適切な処理をお願いいたします。

保健医療福祉課

国保指導室 国保指導係

担当： 竹之内

電話： 099-286-2111(内線2681)

fax： 099-286-5552



垂国保第 306 号
平成 23 年 8 月 31 日

鹿児島県保健福祉部長 殿

垂水市長 尾 脇 雅 弥



垂水市国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、平成 23 年 8 月 18 日付け垂水市告示第 75 号により、
下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 保 険 者 番 号 4 6 0 1 4 7
- 2 被 保 険 者 証 の 記 号 番 号 垂国保 0 4 1 9 - 0 5 0 4 3
(再交付の表示のないものに限る。)
- 3 被 保 険 者 証 の 交 付 年 月 日 平 成 2 3 年 8 月 1 日
- 4 被 保 険 者 証 を 無 効 と す る 日 平 成 2 3 年 8 月 1 8 日
- 5 該 当 者 名 カツ子
- 6 無 効 告 示 の 理 由 盗 難 に よ り 不 正 に 使 用 さ れ る 恐 れ が あ
る ため



南保保第 565 号
平成 23 年 9 月 1 日

鹿児島県保健福祉部長 殿

南さつま市長 本坊 輝雄



南さつま市国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、平成 23 年 9 月 1 日付け南さつま市告示第 119 号により、
下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

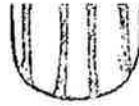
記

- | | | |
|---|-------------|----------------------------------|
| 1 | 保険者番号 | 67460196 |
| 2 | 被保険者証記号番号 | 南さつま0154741
(再交付の表示がないものに限る。) |
| 3 | 該当者名 | 秀昭 |
| 4 | 被保険者証の交付年月日 | 平成23年8月1日 |
| 5 | 無効とする年月日 | 平成23年9月1日 |
| 6 | 無効とする理由 | 紛失により、不正に使用される恐れがあるため。 |

問い合わせ先

南さつま市役所保健課保険係

電話 0993-53-2111 内線 2162



南さつま市告示第119号

次の南さつま市国民健康保険被保険者証を無効とする。

平成23年9月1日

南さつま市長 本坊 輝雄



- | | | |
|---|-------------|----------------------------------|
| 1 | 保険者番号 | 67460196 |
| 2 | 被保険者証記号番号 | 南さつま0154741
(再交付の表示がないものに限る。) |
| 3 | 該当者名 | 秀昭 |
| 4 | 被保険者証の交付年月日 | 平成23年8月1日 |
| 5 | 無効とする年月日 | 平成23年9月1日 |
| 6 | 無効とする理由 | 紛失により、不正に使用される恐れがあるため。 |

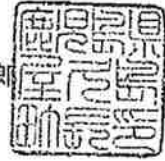


屋 健 第 156 号

平成23年 9月 1日

鹿児島県保健福祉部長 殿

屋久島町長 日高 十七郎



屋久島町国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、平成23年9月1日付け屋久島町告示第83号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 1 保険者番号 | 461384 |
| 2 被保険者記号番号 | 屋国保 20050690 (マル学表示あり) |
| 3 被保険者生年月日 | 平成3年3月13日 |
| 4 被保険者証の交付年月日 | 平成23年2月1日 (再交付の表示のないものに限る) |
| 5 無効とする年月日 | 平成23年9月1日 |
| 6 無効とする理由 | 紛失したことにより、不正に使用されるおそれがあるため。 |

891-4404

屋久島町尾之間 157

屋久島町役場健康増進課

国民健康保険係

電話：0997-47-2111 (内線 342)

屋久島町告示第83号

次の屋久島町国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成23年9月1日

屋久島町長 日高 十七郎



- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 461384 |
| 2 被保険者記号番号 | 屋国保20050690 (マル学表示あり) |
| 3 被保険者生年月日 | 平成3年3月13日 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年2月1日 (再交付の表示のないものに限る) |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年9月1日 |
| 5 無効とする理由 | 紛失したことにより、不正に使用される
おそれがあるため。 |



23高国指第455号
平成23年9月9日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

高知県健康政策部国保指導課長
(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証の無効通知について

標記の件について、別添のとおり、土佐清水市から被保険者証を無効にした旨の通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、関係機関への周知をお願いします。



土清水市第 178 号
平成 23 年 9 月 6 日

高知県健康政策部長 様

土佐清水市長 杉村 章生



土佐清水市国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、平成 23 年 9 月 6 日付土佐清水市告示第 226 号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 1 保険者番号 | 390088 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 0062294 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成 23 年 4 月 1 日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成 23 年 9 月 6 日 |
| 5 無効とする理由 | 紛失したことにより、不正に使用されるおそれがあるため |



土佐清水市告示 226 号

下記の国民健康保険被保険者証は、偽りその他の行為により不正に使用されるおそれがあるため、無効とする。

平成 23 年 9 月 6 日

土佐清水市長 杉村 章生



記

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 保険者番号 | 390088 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 0062294 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成 23 年 4 月 1 日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成 23 年 9 月 6 日 |



保 指 第 91 号 の 11

平 成 23 年 9 月 12 日

各都道府県国民健康保険担当部(局)主管課長 殿

奈良県健康福祉部保険指導課長

(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、別添の通り本県の大淀町より被保険者証を無効にした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

保険指導課 国保・高齢者企画係
担当:堀谷
TEL:0742-27-8546

大 ほ 第 5 2 8 号
平成 2 3 年 9 月 5 日

奈良県福祉部長 殿

大 淀 町 長 岡 下 守



平成 2 3 年 9 月 2 日付、大淀町告示第 2 3 号により、下記の被保険者証について無効としましたので通知します。つきましては、関係機関等に対して、周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

記

- 1、保 険 者 番 号 2 9 0 7 7 5
- 2、保 険 者 名 大 淀 町
- 3、無 効 と す る 事 由 遺失により不正利得される恐れがあるため

	無効とする国民健康保険被保険者証			無効とする年月日
	記号	番号	交付年月日	
1	奈36	020-015	平成23年4月1日	平成23年9月1日
2	奈36	160-400	平成23年4月1日	平成23年8月22日



問い合わせ
大淀町役場ほけん課
TEL 0747-52-5501 (代)



保 指 第 91 号 の 12
平 成 23 年 9 月 13 日

各都道府県国民健康保険担当部(局)主管課長 殿

奈良県健康福祉部保険指導課長
(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、別添の通り本県の平群町より被保険者証を無効にした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

保険指導課 国保・高齢者企画係
担当:堀谷
TEL:0742-27-8546



平保第717号
平成23年9月6日

奈良県健康福祉部長 様

平群町長 岩崎万勉



平成23年9月6日付、平群町告示第41号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関への連絡等ご協力いただきますよう、ご配慮の程よろしくお願い致します。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 290544 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 奈13-270765 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年4月1日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年9月6日 |
| 5 無効とする理由 | 遺失されたことにより、
不正に使用される恐れがあるため。 |

連絡先

平群町 健康保険課

電話 0745-45-1001 (内線 321・322)





平成23年9月14日

各都道府県国民健康保険担当課（室）長 様

広島県健康福祉局医療保険課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

国民健康保険被保険者証の無効について（通知）

このことについて、本県廿日市市から別添のとおり被保険者証を無効とした旨の通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

担当 国保指導グループ
電話 082-513-3213(ダイヤル)
(担当者 倉田)

広島県収受	
第	号
23.9.13	
処理期限	月 日
分配番号	保存年限

平成23年 9月 12日

広島県医師会長様
 広島県歯科医師会長様
 広島県薬剤師会長様
 広島県柔道接骨師会長様
 広島県健康福祉局保健医療部医療保険課長様
 広島県国民健康保険団体連合会理事長様

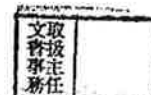
広島県廿日市市

廿日市市国民健康保険被保険者証の無効について（通知）

このことについて、平成23年9月12日付け廿日市市告示第149号により、下記交付年月日の前日以前に交付した被保険者証等を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いします。

保険者番号	被保険者証等の記号・番号	被保険者証等の再交付年月日	備考 (該当者名・被保険者証等の種類)
340281	06019978	平成23年8月8日	龍
340281	00542733	平成23年8月19日	道子
	以下余白		
無効告示の理由	偽りその他不正な行為によって、保険給付を受けるために使用されるおそれがあるため。		
問い合わせ先	広島県廿日市市 福祉保健部 保険課 国保年金係 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号 TEL 0829-20-0001 (代) 内線 1155 担当者： 松本		





保福第44-494号
平成23年9月21日
(保健医療福祉課扱い)

各都道府県国民健康保険担当部（局）長 殿

鹿児島県保健福祉部長

国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、別添のとおり、鹿児島県指宿市長，中種子町長，徳之島町長及び和泊町長から被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関への周知等適切な処理をお願いいたします。

保健医療福祉課

国保指導室 国保指導係

担当： 竹之内

電話： 099-286-2111(内線2681)

fax： 099-286-5552



指健健337号
平成23年9月7日

鹿児島県保健福祉部長 様

指宿市長 豊留 悦男



指宿市国民健康保険被保険者証の無効告示について

このことについて、国民健康保険被保険者証の紛失による再交付申請に伴う無効告示を行いましたので、別紙のとおり、告示の写しを送付いたします。

つきましては、お手数ですが、関係機関へ周知していただきますようお願いいたします。

《連絡先》 〒891-0497

鹿児島県指宿市十町2424番地

指宿市役所 健康増進課 健康保険係

担当者名 貴 嶋

TEL 0993-22-2111 (内線 285)

FAX 0993-24-4342

E-Mail shimin-kenko@city.ibusuki.lg.jp

指宿市告示第112号

次の指宿市国民健康保険被保険者証については、不正に使用されるおそれがあるため、無効とする。

平成23年9月6日

指宿市長 豊留 悦男



- | | |
|---------------|---------------------------|
| 1 保 險 者 番 号 | 460105 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 指国保 101722461 |
| 3 被保険者生年月日 | 平成元年 1月1日生 |
| 4 性 別 | 女 |
| 5 被保険者証の交付年月日 | 平成23年8月1日（「再」の表示のないものに限る） |
| 6 無効とする年月日 | 平成23年9月6日 |
| 7 無効告示の理由 | 紛失により不正に使用されるおそれがあるため |



中町保 第238号

平成23年9月1日

鹿児島県保健福祉部長 殿

中種子町長 川下 三業



中種子町国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、平成23年9月1日付け中種子町告示第94号により、下記被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 保険者番号	461145
2 被保険者証番号	中国保0065587
3 被保険者生年月日	昭和37年11月5日
4 被保険者証の交付年月日	平成23年2月1日 (再交付の表示のないものに限る)
5 無効とする年月日	平成23年9月1日
6 無効とする理由	紛失したことにより、不正に使用されるおそれがあるため。

〒891-3604

中種子町野間5186

中種子町役場町民保健課

国保年金係 川畑

電話：0997-27-1111 (内線220)

中種子町告示第94号

次の中種子町国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成23年9月1日

中種子町長 川下 三業



- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 1 保険者番号 | 461145 |
| 2 被保険者記号番号 | 中国保0065587 |
| 3 被保険者生年月日 | 昭和37年11月5日 |
| 4 被保険者証の交付年月日 | 平成23年2月1日 (再交付の表示のないものに限る) |
| 5 無効とする年月日 | 平成23年9月1日 |
| 6 無効とする理由 | 紛失したことにより、不正に使用されるおそれがあるため。 |



徳国保第 41 号
平成 23 年 9 月 7 日

鹿児島県保健福祉部長 殿

徳之島町長 高岡 秀規



「徳之島町国民健康保険被保険者証の無効」について(通知)

このことについて、平成 23 年 9 月 7 日付徳之島町告示第 35 号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

保険者番号：461277

被保険者証等の記号番号	被保険者証種別	無効となった年月日	備考(該当者名)
徳国保 10499	一般被保険者証	平成 23 年 8 月 16 日	翼(一般マル学)
徳国保 113035	一般被保険者証	平成 23 年 8 月 26 日	浩二
無効通知の理由	紛失したことにより、不正に使用される恐れがあるため。 「再交付」の表示がないものに限る。		

問合せ先

徳之島町保健福祉課国民健康保険係

TEL 0997-82-1111(内線135)

FAX 0997-82-1101



徳之島町告示第 35 号

下記の徳之島町国民健康保険被保険者証は、無効であることを告示する。

平成 23 年 9 月 7 日

徳之島町長 高岡 秀規



記

被保険者証等の記号番号	被保険者証種別	無効となった年月日	備考(該当者名)
德国保 10499	一般被保険者証	平成 23 年 8 月 16 日	翼(一般マル学)
德国保 113035	一般被保険者証	平成 23 年 8 月 26 日	浩二
無効通知の理由	紛失したことにより、不正に使用される恐れがあるため。 「再交付」の表示がないものに限る。		



和国保第 110 号
平成23年9月13日

鹿児島県保健福祉部長 殿

和泊町長 伊地知 美利



和泊町国民健康保険被保険者証の無効告示について

このことについて、平成23年9月5日付和泊町告示第93・94号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いします。

記

- 1 保 険 者 番 号 461301
- 2 被 保 険 者 証 記 号 番 号 和国保00353, 和国保14389
- 3 被 保 険 者 生 年 月 日 平成3年7月19日, 昭和20年7月25日
- 4 性 別 男, 女
- 5 被 保 険 者 証 の 交 付 年 月 日 平成23年4月1日 (「再交付」の表示のないものに限る)
- 6 無 効 と す る 年 月 日 平成23年9月5日
- 7 無 効 告 示 の 理 由 紛失したことにより不正に使用されるおそれがあるため

【連絡先】

〒891-9192

鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地

和泊町役場 保健福祉課 国保係 担当：弘野

TEL：0997-92-1111 (内線 273)

FAX：0997-81-4024

和泊町告示第93号

次の和泊町国民健康保険被保険者証について、不正に使用されるおそれがあるため無効とする。

平成23年9月5日

和泊町長 伊地知 実利



- 1 保 険 者 番 号 461301
- 2 被 保 険 者 証 記 号 番 号 和国保00353
- 3 被 保 険 者 生 年 月 日 平成3年7月19日
- 4 性 別 男
- 5 被 保 険 者 証 の 交 付 年 月 日 平成23年4月1日
(「再交付」の表示のないものに限る)
- 6 無 効 と す る 年 月 日 平成23年9月5日
- 7 無 効 告 示 の 理 由 紛失したことにより不正に使用されるおそれがあるため

和泊町告示第94号

次の和泊町国民健康保険被保険者証について、不正に使用されるおそれがあるため無効とする。

平成23年9月5日

和泊町長 伊地知 実和



- 1 保 険 者 番 号 461301
- 2 被 保 険 者 証 記 号 番 号 和国保14389
- 3 被 保 険 者 生 年 月 日 昭和20年7月25日
- 4 性 別 女
- 5 被 保 険 者 証 の 交 付 年 月 日 平成23年4月1日
(「再交付」の表示のないものに限る)
- 6 無 効 と す る 年 月 日 平成23年9月5日
- 7 無 効 告 示 の 理 由 紛失したことにより不正に使用されるおそれがあるため



保 指 第 91 号 の 13

平 成 23 年 9 月 27 日

各都道府県国民健康保険担当部(局)主管課長 殿

奈良県健康福祉部保険指導課長

(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、別添の通り本県の平群町より被保険者証を無効にした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

保険指導課 国保・高齢者企画係
担当:堀谷
TEL:0742-27-8546

平保第747号
平成23年9月13日

奈良県健康福祉部長 様

平群町長 岩崎万勉



平成23年9月13日付、平群町告示第42号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関への連絡等ご協力いただきますよう、ご配慮の程よろしくお願い致します。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 290544 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 奈13-310187 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年8月24日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年9月13日 |
| 5 無効とする理由 | 遺失されたことにより、
不正に使用される恐れがあるため。 |

連絡先

平群町 健康保険課

電話 0745-45-1001 (内線 321・322)





国高第565号
平成23年9月27日

各都道府県国民健康保険担当部（局）長 様

熊本県健康福祉部長

熊本県合志市国民健康保険被保険者証を無効とすることについて
（通知）

このことについて、熊本県合志市から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、提示された被保険者証に疑義がある場合は、下記の間合せ先へ照会されますようお願いいたします。

記

<間合せ先>

熊本県合志市役所
健康づくり推進課 国保年金班
TEL 096-242-1183

熊本県健康福祉部健康局
国保・高齢者医療課 高齢者医療班
担当：田中
TEL：096-333-2223（直通）
FAX：096-387-2614
e-mail:tanaka-r@pref.kumamoto.lg.jp

合健第 1007 号
平成 23 年 9 月 13 日

熊本県健康福祉部長 様

合志市長 荒木 義行
(公印省略)

合志市国民健康保険証の無効告示について (通知)
このことについて別添のとおり通知します。



合志市告示第163号

次の合志市国民健康保険証については、第三者が偽りその他不正の行為によって保険給付を受けるために使用されるおそれがあるため、無効とする。

平成23年9月13日

合志市長 荒木 義行



- | | |
|---------------|------------|
| 1 保険者番号 | 430199 |
| 2 被保険者証の記号・番号 | 合志・008136 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年4月1日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年9月13日 |
| 5 無効とする理由 | 紛失 |